

第2次鳥取県環境基本計画

平成24年3月策定

1 計画の考え方

1. 1 計画策定の趣旨・背景

本県では、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識の下、平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下、「基本条例」という。）を制定しました。この基本条例に基づき、平成11年3月に鳥取県環境基本計画（以下、「計画」という。）を策定して、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しましたが、その後に深刻化してきた地球温暖化や自然環境の多様性の損失などへの対応も踏まえ、平成17年2月に基本計画を改定しました。これらの結果、大型風力発電や太陽光発電などの自然エネルギー導入、エコカー関連やリサイクル事業などの環境産業の育成、こどもエコクラブや鳥取県版環境管理システム（TEAS）、中海におけるアダプトプログラム（参加団体が受け持ちエリアを決めて、定期的に行う清掃活動）などの環境学習・環境配慮活動への取組みなどで一定の成果が見られました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しを踏まえたエネルギーシフト（再生可能エネルギーへの転換）の率先的な取組みやエネルギー・資源使用の一層の合理化などによる温室効果ガス削減の新たな目標達成に取組む必要があります。加えて、循環型社会の実現、生物多様性や三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）等豊かな自然環境の保全など、本県が目指すべき環境像の実現に向けて更に一層の取組みが必要な状況にあります。

そこで、社会経済情勢の変化、科学技術の進展と言った観点も踏まえた上で、解決すべき課題に対応し、NPOや地域・企業などと連携・協働して全国をリードするような施策を展開・情報発信することとし、第2次となる計画を新たに策定します。

1. 2 計画の目的

本計画は、基本条例に基づき、鳥取県の環境の保全及び創造に関する「目標」、「施策の方向」を示すことにより、環境の保全及び創造に関する取組みを推進することを目的とします。

1. 3 計画の目標年度

本計画の目標年度は、おおむね10年後の平成32（2020）年度末までとします。

なお、環境を巡る状況等に変化があった場合は、目標期間の途中であっても適宜、見直しを行います。

2 鳥取県の現状と課題

2. 1 前計画における目標に対する評価

前計画の施策の実施状況について、実行計画（次世代プログラム）等の目標指標に基づき進捗状況を評価した結果は次のとおりです。

基本方針	評価結果
すべての主体の連携・協働による環境立県	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ等の環境学習への取組みは着実に伸びている ・鳥取県版環境管理システム（TEAS）の普及や環境配慮活動に取り組む県民は増加 ・環境保全に取り組むNPO団体の活動が定着しつつある ・マイバッグ持参は徐々に進みつつあるが、レジ袋の辞退やアイドリングストップ認証の普及などに係る県民運動としての盛り上げは今ひとつ <p>【環境保全のために自ら考え行動する人づくりをより推進する必要がある】</p>
循環を基調とする社会経済システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物は、市町村のごみ袋の有料化や生ごみの資源化の取組等により、排出量は着実に減少し、リサイクル率は順調に向上 ・産業廃棄物は、民間の建設工事の増加等により排出量は増加したがリサイクル率は廃プラスチック類の燃料化が進んだこと等により順調に向上 ・リサイクルビジネスに取り組む企業数、グリーン商品の認定数は順調に増加 ・廃棄物の適正処理については、引き続き不法投棄防止対策等を講じていくことが必要 <p>【一定の成果は出ているが、循環型社会の実現に向けて一層の取組み推進が必要】</p>
自然と人間の共生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県内三大湖沼について、住民が参画する水質浄化活動は増えているが、水質は横這い傾向にあり、環境目標は未達成 ・中海一斉清掃も定着し、鳥取砂丘におけるボランティア除草の取組みは徐々に増えている ・有機栽培面積は増加 ・里地里山の荒廃と鳥獣被害の深刻化 <p>【自然環境のもたらす恵みを将来にわたって持続的に利用するため、自然の持つ多面的な機能の回復と維持・向上等を図ることが必要】</p>
快適な環境・美しい景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり活動に取り組む団体数、地域資源を活用したまちづくり実施地区数は順調に増加しているが、さらに取組みを促進していく必要がある ・「鰻絵・なまこ壁」を通じて県内に在する地域資源への認識が高まった ・「鳥取鹿野地区」、「智頭宿」、「倉吉打吹地区」、「米子旧加茂川・寺町周辺」など、地域の景観・歴史的資源を活かした街なみが形成されつつある <p>【歴史的・文化的な建造物や街なみの保全・活用には住民参加・多様な主体の協働連携による持続可能な景観まちづくりの取組みが必要】</p>

地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量は近年横ばいか減少傾向にあるが、1990年度比では家庭（マイカーを含む）、店舗、事務所等での増加が著しい ・大型風力発電の稼働、太陽光発電導入支援により自然エネルギーの普及は順調に伸びてきたが、今後の拡大には目処が立っていない ・CO₂の吸収源として森林の活用が見直され、J-VER（国内の森林整備等のプロジェクトにより実現された温室効果ガス吸収量等をクレジット（排出権）として認証する制度）などの取組みが進みつつある ・北東アジア地域と協力し、環境問題の解決に向け協力していく下地作りはできたが、具体的な成果はまだ出ていない <p>【温室効果ガス削減の新たな目標の達成に向け、新たな技術導入などの取組みが必要】</p>
----------------------	---

3 計画の目標及び施策の方向

3.1 計画の目標

県の総合計画（将来ビジョン）やエネルギーシフトをはじめとした率先的に取り組むべき課題を踏まえつつ、中長期的な視野に立って、活力があふれ、安心して暮らすことができる鳥取県を創るために県民の知恵と力を結集する必要があることから、次の事項を本計画の基本的方向とします。

**『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする
環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』**

そして、とっとり環境イニシアティブの実現のため、次の6つの目標を定めます。

環境基本計画の目標	
I	エネルギーシフトの率先的な取組み
II	NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
III	環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
IV	安全で安心してくらせる生活環境の実現
V	自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
VI	美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

3. 2 施策の方向

本計画では、6つの目標に基づき展開する施策を次のとおり定めます。

I エネルギーシフトの率直的な取組み

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書」（平成19年（2007年））によると、気候システムの温暖化には疑う余地はなく、気温上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの大気中濃度増加による可能性がかなり高いとされており、極端な気象現象の増加や一部の動植物の絶滅などが懸念されています。

東日本大震災（平成23年3月）での原子力発電所への深刻な影響によるエネルギー政策の見直しは、地球温暖化対策にとっても大きな転換点となります。温室効果ガス排出の削減、エネルギー供給リスクの分散及び化石燃料の枯渇懸念等の観点から、小規模・地域分散型である再生可能エネルギーの導入拡大などのエネルギーシフトを加速的に進めることが必要です。

本県においても、環境への負荷が少なく枯渇リスクの少ない資源やエネルギー活用のために、豊かな自然を活かした再生可能エネルギーの導入拡大などのエネルギーシフトに率直的に取り組む必要があります。

このため、次の取組みを進めます。

- ①温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- ②エネルギー資源多様化促進の検討
- ③スマートコミュニティ（再生可能エネルギーを、住宅やビル、交通、ライフスタイル転換など一連の社会システムとして、効率的に活用する社会）の推進
- ④再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出

II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

今日の環境問題は、日常生活や事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っています。私たちの身近な生活においても、エネルギーや資源の消費、自動車の増加などライフスタイルの変化により二酸化炭素の排出量が依然として増え続けているなど、日々の活動すべてが大きく環境問題に関係しており、その悪影響は私たちだけでなく未来の子供たちまで永く続きます。

その解決に向けては、私たちの活動すべてが環境に負荷を与えていることを認識したうえで、すべての主体が自ら可能な環境配慮活動に積極的に取り組むことが必要です。

本県においても、豊かな自然・環境の中で心豊かな充実生活を安心して送ることを目指し、地域の未来は県民みんなで創りだすものとの認識のもと、環境問題の解決に向けて自ら考え行動する人材の育成、環境情報の共有に向けた連携強化、農林漁業・福祉・教育分野等への環境意識・システム導入推進などにより、環境配慮活動をさらに拡大して県民運動的に展開し、NPOや地域・企業などが連携・協働して実行していく必要があります。

このため、次の取組みを進めます。

- ①環境教育・学習の推進
- ②企業・家庭における環境配慮活動の推進
- ③社会システムの転換

Ⅲ 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

大量生産、大量消費型の経済社会活動は、生活をとても豊かにしてくれましたが、その一方で、健全な物質循環を阻害し不適正な廃棄物処理が環境への負荷を増大させるという問題を招きました。

これらの問題を克服し、持続的発展が可能な社会を形成していくため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直すとともに、低炭素社会づくりや新エネルギー創出の視点から廃棄物系バイオマスの更なる利活用を推進するなど、社会における適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換をする必要があります。

このため、次の取組みを進めます。

- ① 4 R 社会の実現
- ② リサイクル産業の振興
- ③ 低炭素社会との調和
- ④ 廃棄物の適正処理体制の確立

Ⅳ 安全で安心してくらす生活環境の実現

今日の環境問題においては、海岸漂着ごみ、黄砂などの国境を越えた環境保全への取組みが必要な問題が生じてきており、私たちの生活を支えるために利用した化学物質や非意図的に発生した化学物質が大気・水・土壌などへ漏出・蓄積することにより人の健康や生態系に影響を及ぼす問題、騒音・振動・悪臭や温泉の適正管理などの身近な生活環境問題などにも留意する必要があります。

本県は、豊かな自然環境や大山山麓をはじめとする豊富な地下水に恵まれてきましたが、こうした自然からの恩恵を持続的に利用して次の世代に引き継ぐ取組みが重要であり、良好な環境を維持しながら新たな環境問題にも対応し、さらに安全で安心してくらすことのできる地域を創る必要があります。

このため、次の取組みを進めます。

- ① 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- ② 環境汚染化学物質の適正管理
- ③ 環境影響評価の推進
- ④ 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

Ⅴ 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

本県はラムサール条約登録湿地である中海などの豊かな自然環境に恵まれており、住民が参画する水質浄化活動などは増加しているものの、三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の水質の環境目標は達成できておらず、従来からの流入負荷対策のみならず、生態系による自然浄化機能の活用など、新たな水質浄化対策への取組みが課題となっています。

また、自然に対する人間の働きかけの縮小撤退による里地里山の環境の変化、生物種の減少や生息・生育状況の変化等により生物多様性が損なわれつつあり、さらに森林や農地等の適正管理が困難になったことにより、それらが持つ降水の貯留、洪水緩和、水質浄化といった多面的な機能も損なわれつつあります。

私たちは、自然とのふれあいを通じてその大切さを学び、豊かな恵みをもたらす自然環境や

生物多様性を保全し、その恵みを将来の世代へと継承していく責務があります。

このため、次の取組みを進めます。

- ①三大湖沼の浄化と利活用の推進
- ②生物多様性・健全な自然生態系の保全
- ③農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- ④人と自然とのふれあいの確保

Ⅵ 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

自然と調和した都市の景観はやすらぎのある快適な都市空間を形成し、地域の風土の中でつくられてきた農山村の景観はふるさとへの親しみや愛着を育みます。

本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などの素晴らしい歴史的遺産もあります。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な資源であるとともに、県民の地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たしています。

うるおいとやすらぎのある美しい環境を次の世代に継承するため、住民参加・多様な主体の協働連携により、これらの自然、歴史的・文化的遺産、歴史的街並みなどの景観資源を保全・活用して、個性豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。

このため次の取組みを進めます。

- ①美しい景観の保全と創造
- ②歴史的、文化的街なみの保存と整備

4 計画の実行

4. 1 実行計画

本計画において具体的に推進する施策について、実行計画（とっとり環境イニシアティブプラン）を策定します。

実行計画では、当面、重点的に取り組むべき項目を抽出し、4年後の目標（可能な限り数値化）と目標を達成するための施策を掲げます。

4. 2 実行計画による進行管理

実行計画の目標と施策は、県の工程表と連動させ、PDCAサイクル（企画立案→実施→評価→改善）により進行管理を行います。

その取組み状況は、県のホームページ（とりネット）にて公表し、広く県民の声を反映させるシステムを構築します。

4. 3 各主体の役割

本計画を推進するためには、住民、事業者、行政の各主体が共通の認識のもとで、連携と協働による取組みを進める必要があります。

このため、各主体に対して本計画と実行計画を周知するとともに、各主体においても実行計画を策定し、実行することを期待します。

<参考>

1 環境基本計画（平成17年2月改定）以降の行政運営方針、環境関連条例等の動き

環境基本計画の改定以降、新たな行政運営方針、環境関連条例を制定しました。

年 月	事 項
平成17年10月	・鳥取県石綿健康被害防止条例の制定
平成17年11月	・中海、ラムサール条約湿地へ登録
平成17年12月	・鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整などに関する条例の制定
平成19年 3月	・鳥取県廃棄物処理計画（第6次）の策定 ・東郷池水質管理計画の策定 ・鳥取県景観形成条例の制定
平成19年10月	・北東アジアサミットにおける「環境交流宣言」の採択
平成20年 5月	・環境先進県に向けた次世代プログラムの策定
平成20年10月	・日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の制定
平成20年12月	・基本構想「鳥取県の将来ビジョン」の策定
平成21年 3月	・鳥取県地球温暖化対策条例の制定
平成21年 9月	・とっとり発グリーンニューディール戦略の策定
平成22年 3月	・中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）の策定
平成22年 4月	・鳥取県経済成長戦略の策定
平成22年10月	・山陰海岸ジオパーク、世界ジオパークネットワークへの加盟承認

2 鳥取県の環境に関する県民意見

平成23年6月に、鳥取県の環境に関して県民意見を募集したところ25件の意見をいただきました。

今後の鳥取県の環境に関する、主な県民意見は次のとおりでした。

- ・ 太陽光・風力・小水力・木質バイオマス発電など、再生可能エネルギーの推進を図るべき
- ・ 家庭ごみのリサイクルはまだ不十分
- ・ 県民・事業所・学校などにおける環境教育・学習が更に必要
- ・ 地下水が枯渇しないように管理・確保すべき
- ・ 森林整備・植林活動を推進すべき
- ・ 自然と調和した都市景観を活用した環境教育や子育ての視点からの環境施策を考えるべき

3 実行計画（次世代プログラム）の成果指標の実績

成果指標	現状 (計画時)	目標 (計画時)	実績	達成度		
	H18年度 (2006)	H22年度 (2010)	H22年度 (2010)	最終年度 (2010)	期間平均 (H20~22)	
1 県民との協働による環境活動の新たな展開						
1.2 環境教育・学習の推進						
・環境教育参加者数 [環境学習施設の年間利用者(人)]	152,243	200,000	364,839	182%	158%	
・子どもエコクラブ事務局設置市町村数 [市町村]	7	19	12	63%	85%	
・子どもエコクラブの登録人数 [人]	2,479	4,500	7,440	165%	159%	
・環境教育・学習アドバイザーの登録人数 [人]	29	50	48	96%	99%	
1.3 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及						
・TEASの登録数 [件]	293	700	719	103%	112%	
2 地球温暖化防止						
2.1 二酸化炭素等温室効果ガスの削減						
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素排出量 [千トン-CO ₂]	4,358	4,266	4,265	100%	103%	
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素排出量(一世帯あたり) [Kg-CO ₂]	5,623	5,325	5,731	93%	96%	
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素削減率(事業所) [%]	0	1%	0.3%	30%	363%	
・アイドリングストップ宣言者数 [人]	14,615	35,000	30,688	88%	93%	
・アイドリングストップ推進事業所及び公共交通機関利用推進事業所の登録数 [件]	630	900	1,299	144%	128%	
・市町村による温室効果ガスの排出抑制に向けた推進計画策定数 [市町村]	0	19	0	0%	0%	
・市町村による温室効果ガスの排出抑制に向けた推進組織の設立数 [市町村]	0	19	0	0%	0%	
2.2 自然エネルギー等の導入						
・自然エネルギー等の発電量 [Kw] (H19~H22 6万KW)	43,433	110,000	92,863	84%	91%	
2.3 森林等による二酸化炭素の吸収源対策						
・育成林の間伐実施面積 [ヘクタール]	4,180	16,720	17,280	103%	105%	
3 循環型社会の確立						
3.1 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上						
・1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日]	1,025	920	H21暫定 913	101%	103%	
・ごみのリサイクル率 [%]	18.4	25.0	H21暫定 23.3	93%	90%	
3.2 産業廃棄物の減量、リサイクル率の向上と適正処理の推進						
・産業廃棄物のリサイクル率 [%]	95.9	96.0	H21値 95.3	99%	100%	
3.3 環境産業の育成						
・リサイクルビジネスに取組む企業数 [社]	23	10	26	260%	227%	
・県認定グリーン商品の新規認定数 [件]	1	20	45	225%	450%	
4 美しい環境を次の世代へ						
4.1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生						
湖山池	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日]	568.6	501.7	H21値 526.7	105%	—
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日]	225.2	198.2	H21値 210.7	106%	—
	・汚濁負荷量の削減(全磷) [kg/日]	18.00	15.17	H21値 15.23	100%	—
	・下水道整備率 [%]	56.9%	78%	67%	86%	—
東郷池	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日]	523.1	H27 520.4	H21値 514.8	99%	—
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日]	152.6	H27 151.7	H21値 151.6	100%	—
	・汚濁負荷量の削減(全磷) [kg/日]	6.83	H27 7.09	H21値 6.86	97%	—
	・下水道接続率 [%]	98.4%	H27 (99%)	96.5%	97%	—
中海	・農業集落排水施設接続率 [%]	93.8%	H27 (99%)	94.7%	96%	—
	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日]	1,610.3	H25 1,429.4	H21値 458.6	102%	—
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日]	773.9	H25 625.4	H21値 664.8	106%	—
	・汚濁負荷量の削減(全磷) [kg/日]	62.81	H25 53.40	H21値 66.35	124%	—
・下水道整備率 [%]	59.9%	H25 70%	69.6%	99.4%	—	
4.2 自然環境の保全と野生動物植物の保護						
・ボランティア登録者数 [人]	0	160	108	68%	68%	
・希少野生動物植物保護管理事業実施団体の認定 [人]	11	20	13	65%	74%	
4.3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり						
・花と緑のまちづくりモデル地区の認定数 [地区]	0	24	10	42%	56%	
・エコツーリズム推進協議会設立 [協議会]	0	6	3	50%	58%	
・とっとり共生の森参画企業数 [社]	3	18	14	78%	90%	
4.4 まちなみ景観の保全・活用						
・景観形成活動に取り組む団体(地区)数 [団体]	3	4	3	75%	92%	
・「地域生活百景」に選定数 [認定]	0	100	100	100%	123%	
・景観まちづくり活動団体の登録数 [団体]	19	45	48	107%	105%	
4.5 環境にやさしい農業の推進						
・有機農産物・特別栽培農産物の認定面積 [ヘクタール]	695	750	1,052	140%	131%	
4.6 森林の多面的機能の向上						
・低コスト林業普及となる施業団地数 [団地]	0	10	27	270%	350%	
・作業道等の整備延長 [Km]	26	25	94	376%	263%	